

令和2年9月4日
中国電力株式会社

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第894回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<第5条：津波による損傷の防止>

（指摘2「津波荷重の設定」）

- 三次元津波シミュレーションと断面二次元津波シミュレーション、水理模型実験との比較・検証結果を踏まえ、三次元的な地形や津波特性を考慮しても、断面二次元津波シミュレーションや水理模型実験にて評価できるとした結果に至るまでの評価の流れが明確になるよう、検討フロー及び全体の資料の構成について整理すること。

（指摘6「漂流物衝突荷重の設定方針」）

- 発電所近傍で航行又は操業する周辺漁港の船舶について、航行不能となることや3号炉北岸が漁業制限区域でない外湾に面していることを踏まえ、津波防護施設に対する漂流物として考慮しないとする根拠及び妥当性を説明すること。発電所近傍で航行又は操業する周辺漁港の船舶を津波防護施設に対する漂流物として考慮するよう見直す場合、津波防護施設の構造成立性を見通しを評価し、津波防護施設への影響が大きいのであれば、影響防止や緩和策等の設計対応や運用対応を検討し説明すること。
- 日本海東縁部に想定される地震による津波だけでなく、海域活断層から想定される地震による津波についても、発電所構外の漂流物が施設・設備へ到達する可能性について、流向・流速を踏まえた説明を充実させること。
- 海域活断層に想定される地震による津波については、漂流物衝突荷重が作用する位置も踏まえて津波防護施設への影響を検討すること。

（「耐津波設計において考慮する荷重の組合せ」）

- 荷重の組合せとして津波波源や施設の部位ごとに設定している点について、想定事象の網羅性と荷重の組み合わせの取捨選択の基本的な考え方を整理すること。

以上